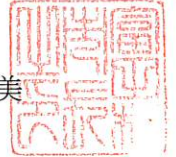


富田林市公告第188号

富田林市子どもの学習・生活支援事業業務の受注候補者をプロポーザル方式にて選定するので、次のとおり告示する。

令和8年10月19日

富田林市長 吉 村 善 美



1 業務概要

- (1) 業 務 名 富田林市子どもの学習・生活支援事業業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 別途配布する「富田林市子どもの学習・生活支援事業業務に関するプロポーザル方式選定実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (3) 業 務 期 間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 提案限度額 29,894,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和8年10月19日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 平成28年度以降において、自治体等が実施する本業務と同内容又は類似した業務の実績を有すること。
- (2) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を受けていること。
- (3) 本業務を履行するにあたり、担当者として自らの組織と雇用関係にあるものを1名配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間において、市の入札等参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（更生手続決定を受けている場合を除く。）
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法

律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て

④ 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立て

(7) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。

(8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

(9) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱(平成23年富田林市要綱第85号)第3条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

(10) 法人等及びその代表者が国税等(法人税、消費税、所得税)並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。

3 選定手順

(1) 参加資格確認

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書等により確認する。

(2) 第1次審査(書類審査)

各提案者から提出のあった企画提案書等の内容を採点し、上位の者から順に第2次審査に進むことのできる3者を選定する。ただし、提案者が3者以下の場合は、第1次審査を省略し第2次審査のみを実施する。

(3) 第2次審査(プレゼンテーション等)

各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者1者、次点受注候補者1者を選定する。

なお、応募者が1者の場合についても、同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

4 手続等

(1) 事務局

富田林市福祉部増進型地域福祉課

住所 郵便番号584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000(代表) 内線297

電子メールアドレス chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の交付

ア 交付期間 令和8年10月19日(月)午前9時から

令和8年11月13日(金)午後5時まで

イ 交付方法 本市ウェブサイト上で行う。

(3) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和8年11月13日(金)午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参、郵送(簡易書留郵便に限る。)又は電子メール
- エ 受付時間 午前9時から午後5時まで(富田林市役所閉庁日を除く。)

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年11月20日(金)午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参、郵送(簡易書留郵便に限る。)又は電子メール
- エ 受付時間 午前9時から午後5時まで(富田林市役所閉庁日を除く。)

(5) プレゼンテーション

日程 令和8年12月23日(水) 予定

(6) プロポーザル審査結果の通知

- 通知日 令和9年1月中旬頃(予定)
- 通知方法 書面(郵送又は電子メール)

5 結果の公表

選定された受注候補者が実施要領に規定する資格の喪失事項に該当しないことを確認した後、受注候補者を特定し、各提案者の提案金額及び採点結果を本市ウェブサイトにおいて公表する。ただし、提案者名は受注候補者となった事業者のみ公開する。

6 その他

- (1) 本業務に関する予算措置として、市は債務負担行為の設定を行う。
- (2) 本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (3) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (5) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (6) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (7) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (8) 企画提案に係る情報公開請求があった場合は、富田林市情報公開条例(平成11年富田林市条例第24号)に基づき保護される部分を除き、原則開示請求の対象となる。
- (9) 参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (10) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く。)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
- (11) 審査結果に対する異議は一切認めない。